

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

各事業所は感染症が発生時、まん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速で適切な対応が取れるよう指針を定め、会社全体で取り組みを推進していきます。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、感染対策担当者を定め、委員会を設置する等会社全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応

① 施設内の衛生管理

事業所では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。又、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的を実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 感染症対策

日頃から職員の手洗い、手指の消毒、うがい、マスク着用を徹底します。また、利用者にも注意喚起をして可能な限りの感染症対策をお願いします。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 面会者・外来者への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止に努めます。マスクの着用や手指の消毒等感染症対策の協力を依頼し、感染状況によっては面会・外来の制限の対策を取ります。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順（別紙1）」に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

- ① 「発生時の状況把握」
- ② 「まん延防止のための措置」
- ③ 「有症者への対応」
- ④ 「関係機関との連携」
- ⑤ 「行政への報告」

3. 感染症・食中毒まん延防止に関する体制

(1) 感染症対策委員会の設置

①設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するため、感染症対策委員会を設置します。

②感染症対策委員会の構成員（別紙2）

各事業所の各事業所の管理者・リーダー・看護職員・介護職員等とし、会社本部より委員長を選任し感染症対策責任者を兼務します。また、委員は各事業所の感染症対策担当者となります。

③感染症対策委員会の開催

委員会は感染症が発生しやすい時期を考慮しながら、概ね6月に1回以上開催します。その他、必要に応じて開催します。

④感染症対策委員会の主な役割

- ・ 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- ・ 感染症対策に関する、職員研修の企画と実施
- ・ 各指針・各マニュアル等の作成
- ・ 利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- ・ 利用者の感染症の既往の把握と対応策
- ・ 感染症発生時の対応と報告
- ・ 感染症対策実施状況の把握と評価

⑤職員研修の実施

- ・ 定期的な教育
- ・ 研修を年1回以上、訓練を年1回以上実施する。
- ・ 新任者に対する感染症対策研修は感染症対策担当者が中心となって実施します。

4. 感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

事業所内において、感染症・食中毒の予防、まん延防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たします。

(看護職員)

- ・ 協力病院との連携を図る
- ・ ケアの基本手順の教育と周知徹底
- ・ 衛生管理、安全管理の指導
- ・ 面会、外来者への指導
- ・ 予防対策への啓発活動

- ・ 早期発見、早期予防の取り組み
- ・ 経過記録の整備
- ・ 職員への教育

(相談員・介護支援専門員)

- ・ 医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策強化
- ・ 緊急時連絡体制の整備

(調理員)

- ・ 食品管理、衛生管理の指導
- ・ 食中毒予防の教育、指導の徹底
- ・ 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- ・ 緊急時連絡体制の整備

(介護職員・リハ職員)

- ・ 各マニュアルに沿ったケアの確立
- ・ 生活相談員、看護職員等との連携
- ・ 利用者の状態把握
- ・ 衛生管理の徹底
- ・ 経過記録の整備

(代表・管理者)

- ・ 感染症、食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任
- ・ 感染症発生時の行政報告
- ・ 感染症発生時の状況把握及び指示
- ・ 備品の整備

5. 感染症・食中毒予防・まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、いつでも閲覧できるように事業所内に文章の掲示及び当社ホームページにて公表します。

6. その他

本指針や感染症対策に関するマニュアル類等は感染症防止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとします。

厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順（要約）

1. 当社管理者は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に連絡し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に代表が報告を必要と認めた場合

2. その他留意事項

ア. 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。

イ. 1の報告を行った施設等においては、その原因の究明に資するため、診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

ウ. 医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるため、留意すること。

3. 対象となる社会福祉施設等【介護・老人福祉関係施設】

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設、老人福祉センター、認知症グループホーム、生活支援ハウス、有料老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

別紙2 感染症対策委員会

訪問看護ステーションわか木	看護師	大井 透
看護小規模多機能型居宅介護 ナースホーム 木の葉	看護師	雨宮 陽子 塩川 和裕
多機能型重症児デイサービス おはな	看護師	橘 夏美 高松 美晴
相談支援事業所 どんぐり	相談員	土山 智子
訪問看護カラフルステーション	看護師	高木 寿美子 安藤 理絵

<附則>

本方針は、令和6年4月1日から適用する。